

令和5年3月17日

令和5年第3回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年3月17日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第3研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1 番	小林 増次	2 番	片山 剛	3 番	松宮 榮昭
4 番	隅 ふじ江	5 番	藤中 京子	6 番	小川 栄太郎
7 番	上尾 家隆	9 番	中尾 正浩	10 番	黒崎 友美
11 番	塚田 由美子	12 番	原田 孝親	13 番	林 聖文
14 番	藤村 浩司	15 番	刀祢明 薫	16 番	森川 稔己
17 番	清弘 進	18 番	梅川 仁樹		

3 本日の総会に欠席した委員

8 番	藤本 哲	19 番	常藤 隆彦
-----	------	------	-------

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局 長	有馬 秀樹	次 長	後 詳子
事 務 局	上田 直美	事 務 局	木村 吉秀
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	金子 健太郎
周東支所	沖田 史典	錦 支所	大谷 彰弘

5 会長は午前10時00分、委員総数19名の内17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

7 番	上尾 家隆	9 番	中尾 正浩
-----	-------	-----	-------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第 7 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 8 号 農地法第5条の規定による事業計画の変更の承認申請について
議案第 9 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積により設定した区域及び面積の廃止について

- 議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
 議案第13号 農用地利用集積計画について
 議案第14号 農地利用最適化推進委員の退任の承認について
 議案第15号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）」について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 農地埋立届
- 7 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和5年第3回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、7番 上尾家隆委員 と9番 中尾正浩委員を指名いたします。
 よろしくをお願いします。

「議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに、田。面積は、1,064 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、玖珂支所奏より南西に約 1.4kmのところに位置する農地です。申請人は申請地が隣接しているので以前から借り受けて耕作しておりました。この度貸付人が高齢であり、自分で耕作ができないので譲渡したいと申出があったので応じることにしたということです。

2月14日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました。

たが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田および畑。面積は、409 m²外8筆で、合計7,900 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

それでは説明をいたします。

申請地は周東総合支所から南西に約1.7 kmに位置します。申請地は休耕地とともにほとんどに灌木等が生え、荒廃地と化した土地であります。前の写真で見てもらえたらわかるかと思うのですが、赤くて大きいところがあるので、荒れたような感じになっております。

譲渡人は、申請地を相続により入手しましたが休耕と荒廃地化したところ、譲受人が購入を希望し、話がまとまったものです。

譲受人は建設業で農業に興味を持ち、将来二酸化炭素を吸収し酸素を産出するカーボンクレジットの創出を念頭に強い意志を持って新規参入したいとの意向です。整地から農産物の収穫販売までに3から5年を計画しており、建設業の合間に民家と離れた申請地で騒音を気にせず、伐採等もできるということで、まずは荒地を飼育しているヤギの使役により草をとり、バックホー等により灌木の伐根、作業道の設置、水路の設置、整備等をし、田には水稻、小麦を、畑には大豆を栽培する予定です。新規参入のため親戚や熟練者に技術指導を受け、農機具は必要に応じて揃えていく予定であります。収穫作業は、家族とアルバイトの雇用の予定です。

3月2日、支所担当者と調査項目に従い現地調査いたしました。通作距離約5 km、軽トラで10分ぐらい。休耕、荒廃地からの再生ということで周辺農地へは良い影響が考えられ、許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、98 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の労力不足です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の常藤委員が欠席ですので、事務局の地区担当者の金子主任が追加説明します。

事務局

それでは常藤委員より説明を預かっておりますので代読します。

申請地は周東総合支所より南西に約4.7kmに位置しております。譲受人は週2日ほど買い物の足のない人に食品の販売をして、その傍ら1町7反ほどの水田を耕作しておられます。

譲渡人は高年齢ですでに施設に入所されております。

月初めの一日に事務局金子氏と書類を中心に精査しましたが、問題なく許可相当と判断いたしましたので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、3,568 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第5番

追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より東南に約7.8kmに位置する農地です。

譲受人は、農地を集積し規模拡大としている中、譲渡人から親が高齢で自身では農地を維持していくことが困難なため譲渡を希望していることを持

ち掛けられ、これに応じることとしたものです。申請地は自宅からも近く、作業にも問題はなく、所有する農地の下限面積も要件を満たしております。

2月27日に事務局と調査項目に従い調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、548㎡外5筆で、合計7,777㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より南東へ約6.5km、周東町祖生の小祖生畑地区に位置します。圃場は点在をしています。

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、他地区に居住しており高齢でもあり、耕作することができず後継者もないことから譲り渡したいと考えていろいろ探していたが、利用権にて耕作してもらっている譲受人に申し出たということです。

譲受人は、約12haを耕作する大規模農家ですが、自分の後継者も決まっていなくて躊躇をしたそうですが、熱心な申し込みにより受けることとしたということです。今まで通り水稻を耕作するとのことです。

2月15日に支所担当者と現地調査をしましたが、特に問題はありません。許可相当と思われますのでご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 錦地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、21 m²外1筆、合計 286 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の要望です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 18 番

申請地は、岩国市役所高根出張所より北東に約 5.5 kmの地点にあります。申請理由は譲渡人が施設に入居し、耕作が困難となり、申請地近隣に居住する譲受人に譲渡するという案件でございます。

譲受人は、地域の農作業受託組合の中心的人物でもあり、農業意欲も強く、下限面積にも問題はありません。取得後は既存の柿やお茶を管理し生産するとのことです。

3月1日、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。3条申請要件は何ら問題はなく許可相当と思いますが、皆様方のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

続いて、「議案第8号 農地法第5条の規定による事業計画の変更の承認について」の上程を予定いたしておりましたが、取り下げの旨、申し出がありましたので、議案より削除してください。

続いて、「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、557 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場の設置です。権利の種類は、賃借権の設定です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

この案件は、先ほど削除いただきました議案第8号の関連案件ですが、令和5年3月15日付、山口県5条許可取り消し決定後の新規申請となります。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所より南西へ約 1 k mに場所に位置する、農業振興地域内の農用地区域外の第 2 種農地です。

当申請地は、平成 14 年に県から農地転用の許可を受け、自己用住宅が建設される予定でありましたが、譲受人の資金面による問題から農地を造成しただけで、事業が頓挫しております。

譲渡人は、当初の計画に代わる新たな事業を検討していたところ、建設業を営む譲受人が資材置き場の確保に苦勞をしているという情報を得たことによりまして土地の賃貸借を申し出たものです。

2 月 27 日に事務局担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。資金計画、事業計画、被害防除計画等の確認もしましたが、周辺農地への影響もなく 5 条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2 番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、荒廃。

面積は、223 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、鉄道の駅から 300m 以内に位置する第 3 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは、説明をいたします。

申請地は由宇総合支所より南に約 5 k m、JR 山陽本線神代駅より北東へ約 100mに位置する農振地域内の農用地区域外の第 3 種農地であります。

譲渡人は、高齢となり後継者もなく、農地の維持管理が困難となっていたことから農地を宅地として売り渡したいと考えておりました。譲受人はマンションの一室を借りて暮らしていますが、以前から住宅を建てたいと考えており、住宅を建てるための土地を探しておりました。今回、神代駅近くの交通の便の良い場所に適当な土地があるとの情報を得た譲受人から申請地に自己用住宅を建築したいとの申し出があり、所有権移転による転用申請に至ったものです。

2 月 27 日に事務局支所担当者とともに調査項目に従い、現地調査を行い

ました。農地はすでに宅地造成をされていましたが、この無断転用に対しては始末書が提出されております。そのほか、特に問題となる点はなく5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、714㎡外1筆、合計1,757㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

申請地は玖珂支所奏より道路を挟んですぐ東側に位置する農地です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、事業の適地を探す中で、譲渡人からも申し出があり、協議の結果、合意に至ったということです。事業の内容は、宅地分譲7区画分の整備であり、開発行為許可が申請中です。譲渡人は平成18年に相続したが、高齢となり農業後継者も耕作の請け人もなく農地の管理ができないので、譲り渡すことにしたということです。

2月14日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、荒廃。面積

は、258 m²外3筆、合計610 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、社員用独身寮の建築です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

申請地は玖珂支所奏より西へ約700mのところに位置している農地です。

譲受人は、会社を経営しており、社員を採用するにあたり、独身寮の建設が必要となったために、申請地を譲り受けて鉄骨造2階建ての独身寮を1棟建設するということです。申請地の北側にも農地があるので、続けて第2期の建築をする計画があるようです。

譲渡人は令和2年に相続したものの、遠方に居住しているために耕作できないので今回譲り渡すことにしたということです。現在は更地になっておりますが、亡父が昭和41年に相続した当時に無断転用をして、居宅や納屋を建てていたということで、始末書が提出されております。

2月22日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。

面積は、362 m²外1筆で、合計370.98 m²です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資機材置場の設置です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

農地区分は、特定土地改良事業の施行にかかる区域内にある第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より南東へ8kmに位置する農地です。

貸付人は令和2年にこの農地を相続しましたが、相続以前から農地の利用がかなわず、草刈等の管理を続けてきましたが休耕していました。

借受人は、以前から今後の事業の拡大を考え、より利便性の良い幹線道路に隣接する資材置場を探していました。このたび、双方の合意により使用貸借による権利の設定の申請を行うものです。

2月27日に事務局と調査項目に従い、現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書のいずれも確認しましたが、何ら問題はなく5条許可は適当と思われます。

追加としまして、私個人の疑問があり質問させていただきます。この申請地は宅地に挟まれた場所で出入りが幹線道路からとは言え、騒音、資材の荷下ろしの際の粉塵等は否めないと考えます。このような問題がある場合、委員としては何もできないのですが、どのように自己解決していけばよいのでしょうか。少し納得できないものでした。以上です。

皆様のご審議よろしくお願いいたします。

事務局

粉塵とかというものは、農業委員会の立場からはなかなか難しく、使われる方が水を撒いたりとか、そういった対応をして使っていただくしかないかなと思います。

第5番

それはわかるんですけど、そこって今映っている奥の家もつい最近新築された家なんです。こっちにも家が祖生にしては家がくっついているところで、皆新築というか結構新しいお家が建ってて、あそこが宅地に当然なるんだろうという考えだったのが、突然資材置場とかがってなったときに、私がもし隣だったら嫌だなというのがあって、すごい複雑だったので、どうにもできないのはわかるんですけども、なんとなく疑問だったので質問させていただきました。すみません。

事務局

別の法律などで動けるようなものがあれば、とは思いますが。ちょっとないような気はします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することとして、第1種農地の案件ですので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事務局

6番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、247㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より北へ 300m に位置する農地です。

譲受人は、自己用住宅を新築するにあたり土地を探中、父母の知人である譲渡人が土地を所有し、また安価に購入できるようになったため、譲り受けることにしました。

譲渡人は、近年農地としての利用はしておらず、今後年齢的な理由から耕作を再開する計画もなく、また子供たちも地元にはおらず、帰る予定もないため売却を決めました。

なお、隣接する 2 筆の地盤が高くなったところにより申請地北側に変更手続きが出されないまま、盛り土をし、法面が作られていましたが始末書が提出されております。

2 月 27 日に事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画書、いずれも確認しましたが周辺への影響もなく 5 条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第 10 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

説明の前に私の方から『農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について』というところで、今回初めてになりますので、簡単にちょっと説明をさせていただきますと思います。

農地の貸し借りにおいて、双方の合意で解約をする場合には、今回報告の方で『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』と今回議案にも挙がっていますが、合意解約ということで報告を通常させていただいております。この『農地法第 18 条第 1 項の規定』については、双方の合意ではなくて一方から契約を解除するときの手続きになります。この規定を適用するにあたっては、農地の借地料を支払わないなどの信義に反する行為がある場合とか特別の理由がなく農地の利用が行われていない場合などのときに解除ができることになっています。農業委員、農業委員会の方はそういった状況にあるか、どうかというのを審査するということになります。手続き的には、今日の総会で審査していただいて、許可ということになれば山口県農

業会議の常設審議委員会の方に意見聴取をすることになります。その意見聴取によってまた許可相当ということになれば、解約という手続きの方に移っていくということになります。

簡単ですが、以上説明ということでよろしいですか。なにかご質問はありますか。

事務局

1 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに畑。面積は、128 m²です。申請人・申請区分は記載の通り。

許可を相当とする理由は、農地法第18条第2項第1号に該当です。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より南東500mに位置する農地です。

2月27日に事務局職員とともに現地の現況を確認いたしました。現地は現在耕作されておらず、周辺農地との境もわからないほどに荒廃しており、国有農地賃貸借契約は履行されていないことは明らかです。

平成24年12月に農耕貸付契約を締結しましたが、平成29年12月には本人及び同居の親族の所在も不明になり、29年度から貸付料が収納未済となりました。賃借人はすでに死亡しており法定相続人の実子に対して督促文書及び農耕貸付契約の合意解約の書類を送付しましたが、一切の連絡がなく、一連の経過を鑑みて農地法第18条による解約手続きはやむを得ないと思われれます。申請書類一式を確認しましたが、添付書類も不備はなく適法なものであると認められます。

皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することに決定します。

続いて、「議案第11号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積により設定した区域及び面積の廃止について」を上程します。

事務局より、議案説明してください。

事務局

農地法の一部改正が、本年4月1日から施行されることにより、別段の面積が廃止されますので、このたび、廃止の議案を上程しております。

公示を廃止する区域は、議案のとおりです。

よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第11号は承認することを決定します。

続いて、「議案第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事務局

農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、先月の2月総会にて(案)の方を提示させていただきました。その後、委員より特にご指摘やご意見等はございませんでした。本日は2月総会で説明した時から新たに数値等が確定し、変更を行った箇所がありますので、ご説明につきましてはその修正した箇所を中心に行ってまいります。

では『岩国市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)』について2ページ目の第2の『1. 遊休農地の発生防止・解消について (1) 遊休農地の解消目標』。こちら現状令和5年3月で2,601ha、これは前回の2月の時から作付け統計面積の最新のものが出ましたので最新数値2,550haに遊休農地面積51ha、これを加えた数値となっております。参考までに令和4年度で2,550haと作付け統計面積が出ましたが、令和3年度が2,590ha、令和2年度が2,650haとそれぞれ年ごとに40haと60haの減少となっております。遊休農地の割合については、この数値に合わせて令和4年度から令和8年度までの5年間での解消を目標にしていることから、それぞれ数値の方を2.0%と0.5%の方で入れております。

続きまして3ページ目、『2. 担い手への農地利用の集積・集約化について (1) 担い手への農地利用集積目標』ですが、こちらの令和5年3月の現状が先ほど説明いたしました2,550haで、集積面積Bですが、こちらが集計の方ができていないため昨年のR3年度のをそのまま入れております。それにより※の下ですが、『集積面積は、令和4年3月時点の数値である。』と記載しております。集積率につきましては、山口県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で、令和5年度末までに70%を集積するという風になっていきますのでそちらの方にしております。2月総会時点では、岩国市の農業経営基盤の強化に関する基本的構想により令和5年度末までに50%というので目標値で挙げさせていただきましたが、山口県の農業振興課に確認をし、県の基本方針とするようにと指示がありましたのでそちらの方に变更させていただいております。その下の『担い手の育成・確保』の参考ですが、こちらも人数的には変更はないのですが、集落営農法人の現状が17に変更しております。これは2月時点で農林の方から集落営農法人の表をいただいていたのですが、新しいのがまだ出ていないので確認したところ、1法人減になっているということなので、数値も修正させていただいております。

続きまして、5ページ目『3. 新規参入の促進について (1) 新規参入

の促進目標』。こちら現状の方で新規参入の個人が5人、新規参入法人が2法人でそれぞれ記載の方をしております。こちらは市の農林振興課の方に確認をとった数値となっております。

以上で指針についての説明の方を終了させていただきます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

異議がありませんので、議案第12号は承認することを決定します。

続いて、「議案第13号 農用地利用集積計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事 務 局

それでは、説明します。まず、表の見方について、少し説明させていただきます。

利用権設定各筆明細についてですが、地区別に番号を付しており、1番岩国地区から、8番美和地区までに分けております。

また、それぞれ枝番を付しており、例えば、岩国地区は1-1から1-77まで、77件の明細が掲載されています。

各地区の後に、中間管理機構関係分も掲載しております。

なお、各筆明細のほか、地区別集計表も配付しておりますが、集計表の右上の年月なんです、令和4年3月となっておりますが、令和5年3月の誤りです。修正をお願いします。合わせてこの集計表もご覧ください。

それでは、地区ごとに説明させていただきます。

1 番 岩国地区

合計件数 77 件。

合計筆数 140 筆 うち田 130 筆 うち畑 10 筆。

合計面積 193,883 m²。

作付けされる主なものは、レンコン、水稻となっております。

2 番 由宇地区

合計件数 20 件。

合計筆数 40 筆 うち田 4 筆。

合計面積 47,723 m²。

作付けされる主なものは、水稻、レンコンとなっております。

3 番 玖珂地区

合計件数 27 件。

合計筆数 61 筆 うち田 61 筆。

合計面積 73,593 m²。

作付けされる主なものは、水稻で野菜が6筆となっております。

4番 本郷地区

合計件数 27 件。

合計筆数 44 筆 うち田 43 筆 うち畑 1 筆。

合計面積 49,009 m²。

作付けされる主なものは、水稻で、野菜が9筆となっています。

5番 周東地区

合計件数 142 件。

合計筆数 278 筆 うち田 270 筆 うち畑 8 筆。

合計面積 418,447 m²。

作付けされる主なものは、水稻で、野菜が19筆、自然薯が17筆となっています。

6番 錦地区

合計件数 22 件。

合計筆数 37 筆 うち田 32 筆 うち畑 5 筆

合計面積 38,936 m² (約3・5ha)

作付けされる主なものは、水稻で、野菜が11筆となっています。

7番 美川地区

合計件数 1 件。

合計筆数 4 筆 うち田 4 筆。

合計面積 2,271 m² (約0.2ha)

作付けされるものは、野菜です。

8番 美和地区

合計件数 127 件。

合計筆数 198 筆 うち田 195 筆 うち畑 3 筆

合計面積 235,075 m²。

作付けされる主なものは、水稻で牧草が20筆となっています。

全域を合計しますと、合計件数 443 件。合計筆数、802 筆。うち田 775 筆、うち畑 27 筆。合計面積 1,058,937 m²となっています。

契約期間別に集計しますと、3年未満 43 件、3年以上6年未満 273 件、6年以上10年未満 25 件、10年以上 102 件。合計 443 件となっております。

権利の種類別に集計しますと、使用貸借による権利の設定、287 件。賃貸借による権利の設定、156 件となっており、使用貸借が多くなっております。

更新と新規の別で集計しますと、更新の筆数、537 筆。新規の筆数、265 筆となっており、更新が多くなっております。

地目別の筆数で集計しますと、田、775 筆。畑、27 筆となっており、ほとんどが田となっています。

作物別では、面積が大きい順に、水稻、蓮根、野菜、となっています。

次に、中間管理機構関係分について説明させていただきます。中間管理機構関係分は、合計件数、52 件。

合計筆数、115 筆。うち田、113 筆。うち畑 2 筆。

合計面積、124,697 m²。

作付けされるものは、ほぼ水稻となっています。

なお、中間管理機構分につきましては、配分先予定者を備考欄に記載しておりますが、本来なら、この総会で中間管理機構への利用権設定についてご承認いただき、その後、県において配分計画が決定されるのを待って、2ヶ月程度後の総会において、配分先との設定を承認いただくという、二段階の審議が必要なのですが、時間の都合もありますので、今回、配分先を掲載して、上程させていただいておりますので、ご了承ください。

以上、各筆明細と集計の説明とさせていただきます。

ただいま説明しました、すべての案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定された農用地利用集積計画の要件を満たしております。

なお、この農用地利用集積計画は、本日の総会で決定いただいた後、農林振興課において令和5年4月1日に公告します。

各筆明細にあります利用権については、この公告をもって、効力が発生いたしますので、公告日以降、速やかに、貸し手と借り手の双方に通知します。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、この農用地利用集積計画について、適当と認めることを決定します。

続いて、「議案第14号 農地利用最適化推進委員の退任の承認について」を上程します。

事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 岩国地区

退任の申し出があった推進委員の担当区域・氏名・退任理由・申出年月日は記載の通りです。

2 番 玖珂地区

退任の申し出があった推進委員の担当区域・氏名・退任理由・申出年月日は記載の通りです。

なお、今後の予定といたしましては、退任の承認があつたのち、速やかに市役所のホームページにて、後任の推進委員の推薦・募集を行い、推薦・応募を受け付けた後に総会において、後任者の委嘱の承認についての議案を上程する予定です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6区 賀屋 國昭委員、並びに、20区 久角 悦夫委員の退任を承認することとします。

後任の募集を事務局において進めてください。

続いて、「議案第15号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)」を上程します。

事務局より、議案説明してください。

事 務 局

『令和5年度最適化活動の目標の設定等』について説明をいたします。こちらにつきましては、昨年まで目標設定と目標に対する活動の点検評価については5月の総会で(案)を説明いたしまして、6月の総会で承認を得る形をとっていましたが、農林水産省経営局長通知にて毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標の設定となっているため、この3月総会では来年度の令和5年度の目標設定のみ説明をいたします。最適化活動の点検評価の実施については、局長通知では例年通り5月総会までに行うこととなっております。なお、3月までに数値として掲載されているものにつきましては、現在集計中のものもありますのでその部分は、暫定値として見込みを掲載いたします。これらの暫定数値につきましては、正式な数値が出ましたら、4月や5月の総会で報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では資料の『令和5年度最適化活動の目標の設定等』について『Ⅰ農業委員会の状況(5年4月1日現在)』ですが、農業委員に関して変更はありません。農地利用最適化推進委員につきましては、先ほどもありましたように第6区と20区で退任の方がいましたので、実数が48となっています。『2農家・農地等の概要』で、経営体数、農業者数ともに直近の農林業センサスに基づいて記入しておりますので2020年の数値、昨年と同様の数値をそのまま入れております。認定農業者95、認定新規就農者7、集落営農経営が17。こちらについては市の農林振興課で確認をとっています。耕地面積2,550ha。これは、先ほどの指針で説明いたしました作付け統計面積の最新のもので記入の方をしております。

ページかわりまして、『Ⅱ最適化活動の目標 1最適化活動の成果目標』について、現状及び課題として、管内の農地面積が2,550ha。これまでの集積面積389ha。こちらは集計の方がまだできていませんので、昨年度の数値

を参考として入れております。集積率 15.3%。課題として、『高齢化等による担い手不足及び鳥獣被害等による耕作意欲の低下により耕作放棄地が増加しており、農地の確保・有効利用を図る上で利用集積を図る必要がある。』としております。『②目標』については、令和5年度で集積率70%を目標に設定しております。こちら先ほどの指針にあった通り、『山口県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針』にのっとり、設定の方をさせていただいております。『(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題』で現状遊休農地の1号遊休農地面積が51ha、うち緑区分の遊休農地面積が38ha、のうち黄色区分の遊休農地面積が13haとなっております。課題といたしまして、『高齢化等による担い手不足及び鳥獣被害等による耕作意欲の低下により耕作放棄地が増加しており、農地の保全・有効利用を図る上で利用集積を図る必要がある。』としております。『②目標 a 緑区分の遊休農地の解消』ですが、こちらは令和3年度の緑区分の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間で解消を目標とするとなっておりますのでそれぞれ令和3年度の当時の面積が37haで、目標が5年間解消で7.5haとなっております。『b 黄区分の遊休農地の解消』については、令和3年度の調査で黄色区分の農地は挙がってきていないので、こちらはそのまま0haとしております。『イ 新規発生遊休農地の解消』で今年度の調査で出てきました緑区分の農地の面積が10haとなっておりますので、そちらの方を記載しております。

ページ変わりまして、『(3) 新規参入の促進 ①現状及び課題』で令和2年度、令和3年度で、それと令和4年度で数値の方を入れております。令和4年度について経営体が7で面積が13ha。内訳は、個人が5人で法人が2法人となっております。課題としまして『中山間地域を中心とした農業は、小規模経営の兼業農家とそのほとんどを占めており、農業を持続的に発展させ、意欲ある新たな担い手の参入を促すためには、農地を集積し、経営の規模の拡大を推進することが課題となっている。』としております。目標数値としましては、権利移動面積が平成30年、令和元年、令和2年度の3年間の平均が90ha。目標としてその10分の1を設定ということになっておりますので9haを目標値として挙げています。この権利移動面積につきましては、内訳内容といたしましては、利用権設定で動いた面積と3条申請で動いた面積を足したものとなっております。『2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標』は、1人当たりの活動日数は月6日。これは昨年と同じものを入れさせていただいております。人数なのですが、最適化活動を行う農業委員の人数を0人、農地利用最適化推進委員の人数を50としております。昨年度は、農業委員の方が地区代表や役員の方の7人を挙げていたのですが、要綱上、担当地区の区域をはっきりする必要があるということなので、現行の担当区域までは分けていませんので、推進委員の場合だと1から50区ですべて担当地区が決まっていますので推進委員のみで活動を行うというかたちにさせていただいております。『(2) 活動強化月間の設定目標』ですが、これも昨年度とほとんど変更なく、農地パトロールを実施する7月8月や利用権の設定を合わせて行う12月を設定しております。7月につきましては、農地パトロールの実施と同時に地域計画における目標地図作成のための意向調査を実施するという風に、8月と、昨年は7

月8月同じようにしていましたが、7月の方は意向調査の方で変更させていただいております。『(3) 新規参入相談会の参加目標』は1回。こちらも昨年と変わりなく、毎年10月ごろに岩国地域農林水産業就業・移住相談会が開催されております。こちらの方に推進委員の方どなたか一人以上の参加をお願いするということを目指していただいております。

以上で『令和5年度最適化活動の目標の設定等』について説明の方を終了させていただきます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

異議がありませんので、議案第15号は承認することを決定します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、206㎡のうち、72.70㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、休耕。面積は、878㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、事業用事務所・倉庫及び駐車場等への転用です。農地区分は、市街化区域です。

ほか4件、合計5件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。面積は、1.1㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、農業用施設（水路）の設置です。

議長

ほか1件、合計2件の通知がありました。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、3,483㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

以上、1件の通知がありました。

議長

報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 周東地区

報告年月日は、令和5年2月16日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は農事組合法人です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上1件の提出がありました。

議長

報告第6号 農地埋立届について、事務局より、報告してください。

事務局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、206㎡の内、133.3㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、畑地造成です。

ほか3件、合計4件の届出がありました。

議長

報告第7号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事務局

・マスク等、今後の対応について

○体調管理は各自において留意しながら対応していただき、入室時の計温は行わない

○総会時は、事務局はマスク着用、農業委員は各自の判断とする。

○手指消毒用のアルコールは設置する

議 長

次回定例総会は、4月17日（月）午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しておりますが、都合により、開催方法や、会場などが、変わる可能性がありますので、よろしくお願いします。

これで総会は、終了します。
お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年4月17日 月曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第1研修室。

午前11時13分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 上 匠家 隆

署名委員 中 匠 正 結